

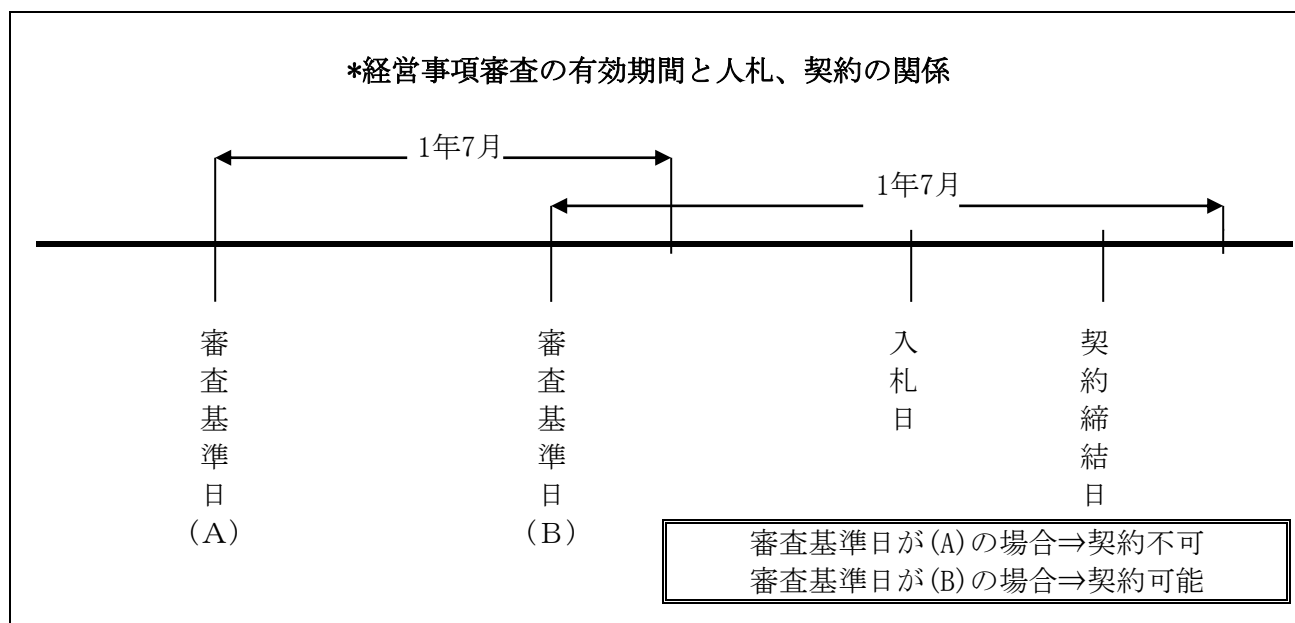
経営事項審査と入札参加資格について

大阪府

- 公共工事(建築一式1,500万円未満、その他工事は500万円未満の工事を除く。)を請け負おうとする建設業者は、**契約締結時点で有効な経営事項審査**を受けている必要があります。
〔建設業法第27条の23〕
- 有効な経営事項審査とは、発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前までの日を審査基準日(決算日)とする経営事項審査のことです。〔建設業法施行規則第18条の2〕

有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、**契約時に経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書を提出**していただきますので、必ず持参してください。

- 有効な経営事項審査を受けていることが確認できない場合は、**落札していても契約することができません。**
なお、落札者が有効な経営事項審査を受けていないため契約できない場合、違約金の徴収及び入札参加停止の対象となることがありますので、十分注意してください。



建設業法 第27条の23第1項 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

建設業法施行規則 第18条の2 法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

【お問い合わせ先】 大阪府代表電話：06-6941-0351

○入札参加資格 総務部契約局総務委託物品課 資格審査グループ 内線 5384・5359

○経営事項審査 都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課 建設業許可グループ 内線 3079・3086

